



平成 28 年 2 月 17 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 マ イ ネ ッ ト  
住 所 東 京 都 港 区 北 青 山 二 丁 目 11 番 3 号  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 上 原 仁  
(コード番号：3928)  
問 い 合 わ せ 先 取 締 役 C F O 嶺 井 政 人  
TEL. 03-6864-4221

### 監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）による改正後の会社法（以下当該法律による改正後の会社法を「改正会社法」といいます。）により導入される監査等委員設置会社に移行する方針を決定いたしました。したがって、平成 28 年 3 月 23 日開催予定の第 10 期定時株主総会に定款の一部変更の件を付議することについて決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事異動に関するお知らせ」にて別途開示しております。

#### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行について

##### (1) 移行の目的

取締役会の監督機能を強化することによってコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るとともに経営の透明性及び効率性を高めることを目的としています。

##### (2) 移行の時期

平成 28 年 3 月 23 日に開催を予定している当社第 10 期定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認をいただいた後、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

#### 2. 定款の変更理由

(1) 改正会社法が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、新たに創設された監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。（変更案第 4 条並びに第 4 章、第 5 章（現行定款第 5 章の削除を含む）及び附則の規定）

(2) 取締役が職務の執行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨の規定を新設するものであります。また、改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されることに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、現行定款の変更を行うものであります。以上の新設及び変更については、各監査役の同意を得ております。（変更案第 21 条）

(3) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第 459 条第 1 項の規定に基づき、剰余金の配当等を株主総会決議のみならず、取締役会の決議により行うことが可能となるよう定款規定を変更し、併せて当該規定の一部と内容が重複する現行定款第 7 条（自己株式の取得）及び同第 46 条（中間配当）を削除するものであります。（変更案第 38 条及び第 39 条）

(4) その他、法令の表現に合わせた文言の整備、字句の修正及び条数の変更等所要の変更を行うものであります。

3. 定款の変更内容  
 変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)            (機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. 監査役</li> <li>3. <u>監査役会</u></li> <li>4. 会計監査人</li> </ol> <p>第5条 ～ 第6条 (条文省略)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p><u>第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条 ～ 第18条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、8名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決定する。</p> <p>2) (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>2) 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、<u>他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行のとおり)            (機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. <u>監査等委員会</u></li> <li>(削除)</li> <li>3. 会計監査人</li> </ol> <p>第5条 ～ 第6条 (現行のとおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>第7条 ～ 第17条 (現行のとおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、8名以内とする。</p> <p>2) <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役の選任決議は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決定する。</u></p> <p>2) (現行のとおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。</u></p> <p>2) <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。</u></p> <p>3) <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4) <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任限定契約) 第22条 (新設)</p> <p>2) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、<u>金100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第23条 代表取締役は取締役会の決議で選定する。</p> <p>2) (条文省略) 3) 取締役会は、その決議により取締役の中から代表取締役として取締役社長1名を定め、他に必要に応じて専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第24条 (条文省略) 2) (条文省略) (新設)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2) 取締役及び監査役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第26条 ～ 第27条 (条文省略)</p> <p>(取締役会議事録) 第28条 取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>(取締役会規程) 第29条 (条文省略)</p>	<p>(取締役の責任免除及び責任限定契約) 第21条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、<u>法令の定める額とする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 代表取締役は取締役会において、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から選定する。</p> <p>2) (現行のとおり) 3) 取締役会は、その決議により取締役(監査等委員である取締役を除く。)<u>の中から代表取締役として取締役社長1名を定め、他に必要に応じて専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第23条 (現行のとおり) 2) (現行のとおり) 3) <u>前二項にかかわらず、監査等委員会を選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2) 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(重要な業務執行の委任) 第25条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第26条 ～ 第27条 (現行のとおり)</p> <p>(取締役会議事録) 第28条 取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>(取締役会規程) 第29条 (現行のとおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。	(報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別し、株主総会の決議によって定める。</u>
第 5 章 監査役及び監査役会	(削除)
(員数) 第31条 当会社の監査役は、5名以内とする。	(削除)
(選任方法) 第32条 監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削除)
(任期) 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。 2) 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(削除)
(監査役の実任限定契約) 第34条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。	(削除)
(常勤の監査役) 第35条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	(削除)
(監査役会の招集通知) 第36条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2) 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。	(削除)
(監査役会の決議方法) 第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	(削除)
(監査役会の議事録) 第38条 監査役会の議事については法務省令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。	(削除)
(監査役会規程) 第39条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程によるものとする。	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬等) 第40条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 会計監査人 第41条 ~ 第42条 (条文省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(監査等委員会の招集通知) 第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2) 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。</p> <p>(監査等委員会の決議方法) 第32条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数をもって行う。</p> <p>(監査等委員会規程) 第33条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程によるものとする。</p> <p>第6章 会計監査人 第34条 ~ 第35条 (現行のとおり)</p>
<p>(報酬等) 第43条 会計監査人の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p>(報酬等) 第36条 会計監査人の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>
<p>第7章 計 算</p>	<p>第7章 計 算</p>
<p>(事業年度) 第44条 (条文省略)</p>	<p>(事業年度) 第37条 (現行のとおり)</p>
<p>(剰余金の配当) 第45条 剰余金の配当は毎事業年度末日現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。</p>	<p>(剰余金の配当) 第38条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p>
<p>(中間配当) 第46条 当会社は、取締役会の決議により、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日) 第39条 当会社の期末配当の基準日は12月31日とする。 2) 当会社の中間配当の基準日は6月30日とする。 3) 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>
<p>(剰余金の配当の除斥期間) 第47条 (条文省略)</p>	<p>(剰余金の配当の除斥期間) 第40条 (現行のとおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 第10期定時株主総会において決議された定款の一部変更の効力発生以前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関して監査役と締結済の責任限定契約については、なお変更前の定款第34条の定めるところによる。</p>

4. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）  
定款変更の効力発生日（予定）

平成28年3月23日  
平成28年3月23日

以 上